

消防署で手に入る資料

火災保険金請求で保険会社と戦う際に、消防署で手に入る資料は非常に有力な証拠となり得ます。いくら保険会社のお抱え鑑定人が「放火」であるとの鑑定結果を出していても、中立の立場の消防署の見解が異なればその鑑定結果を大きくぐらつかせることが可能となる場合もあります。

保険会社の対応が怪しいと感じた場合は、是非早めに入手しておきましょう。

消防署で手に入る資料としては、通常の場合、①火災について総括的にまとめた「火災調査書」、②出火原因を判定している「火災原因判定書」、③消防隊活動時の状況を記した「火災出場時の見分調査書」、④火災現場の焼損状況を客観的に記した「火災現場見分書」、⑤関係者からの供述を記した「質問調書」、⑥立証のための調査として行われ鑑定や実験の「鑑定書、鑑識見分書」などがあります。

これらの書式の名称は、各消防本部により異なる場合がありますが、記載されている内容としてはほぼ一致していると考えて良いでしょう。なお、火災の種別や程度により、書式の一部が省略されたり記載方法が簡略になる場合もあるようです。

これらの火災調査書類の公表は、消防機関の行政調査として実施されて作成されていることから、火災を管轄する消防機関の存する市町村の個人情報保護条例又は情報公開条例に従って、開示又は公表されているはずです。一般的には、個人の自宅から出火した場合には、当該個人には開示されますが、第三者には個人情報として一部開示（非開示に近い一部開示状況）になるといわれています。

また書類に添付されている写真（デジカメデータの場合もある）は、可能な限り鮮明で大きく写っている状態でもらっておくべきです。

さらに、現場から消防が持ち帰った資料（プラグ・銅線その他）も、廃棄され

ていない場合は、自ら保管しておく方が良い場合もあります。トラッキング火災などではプラグ両刃の溶け方や導通問題などで大きな証拠になり得る場合もあります。